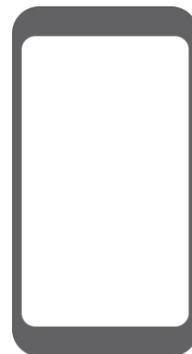


# マイナ保険証登録をお済みの方が、 マイナ保険証のカードリーダーが使えない 医療機関を受診する場合、 以下の方法で保険診療を受けられます

- ①マイナンバーカードと、スマホアプリ「マイナポータル」の「証明書」内の「健康保険証」から、資格情報の画面を提示
- ②マイナンバーカードと、健保組合からの「資格情報のお知らせ」を印刷したものを提示

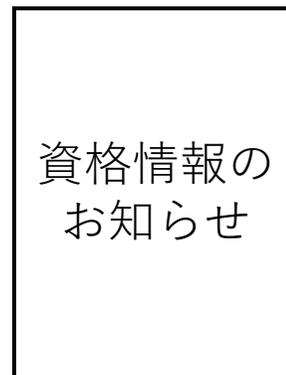


マイナンバーカード



マイナポータル  
「健康保険証」

または



資格情報のお知らせ

※マイナ保険証が未登録の方は、健保組合発行の「資格確認書」を提示してください